

謝金の支払基準に関する規則

平成26年12月24日 理事長決裁

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人優美会（以下「本法人」という。）が支払う謝金に関して、その支払い基準を定めることを目的とする。

(謝金の対象)

第2条 この規則は、本法人が主催する講演会、研修会、講習会、演奏会、委員会、会議等に出席した者に対して支払う謝金に適用する。

(謝金の額)

第3条 謝金は交通費等を含むものとし、その額は（別表）のとおりとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、謝金の支払い等に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

(附則)

1. この規則は、平成26年12月24日から施行する。

(別表)

区分	1回あたりの額
I 特に高度の専門性を必要とするもの	20,000 円
II 高度の専門性を必要とするもの	15,000 円
III 専門性を必要とするもの	10,000 円
IV それ以外	5,000 円

(備考)

区分の適用及び額の決定にあたっては、現在就任している職、過去の経験、従事する時間等に配慮するものとする。